

土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法とは・・・

土砂災害(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)から皆さんの命を守るため、土砂災害のおそれがある区域を指定し、危険の周知・警戒避難体制の整備を行い、著しい土砂災害が発生すると予想される区域においては住宅などの新規立地の抑制などのソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害警戒区域の指定

「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」では、以下のような施策が展開されます。

土砂災害 警戒区域 —— 土砂災害のおそれがある区域

- 警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早く出来るように警戒態勢の整備が図られます。

土砂災害 特別警戒区域 —— 建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

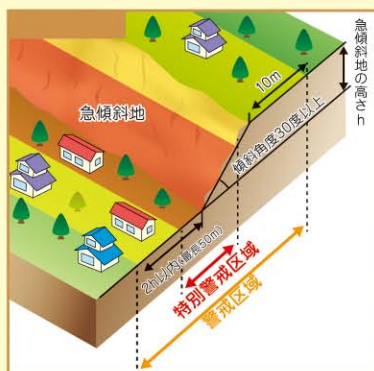
- 建築物の構造の規制
想定される衝撃に耐えられるよう、居室を有する建築物の構造が規制され、新築・増築・改築には建築確認が必要です。
- 特定の開発行為に対する許可制
住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為については、基準に従ったものに限って許可されます。
- 建築物の移転等の勧告および支援措置
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
- 宅地建物取引における措置
特定の開発行為においては、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該地の広告、売買契約の締結が行えません。

土砂災害の種類と土砂災害警戒区域等の該当範囲

急傾斜地の崩壊



地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。突然起きるため、人家の近くで発生すると逃げ遅れる人も多く、大きな人的被害をもたらします。



土石流



山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20~40kmという速さで一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。



地すべり



斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きいため、深刻な被害を及ぼします。また、いったん動き出すと完全に停止させることは非常に困難です。

